



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*61 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ..... 1

### ○ 人事委員会規則

\*21 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5

\*22 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5

\*23 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 6

\*24 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 ..... 7

\*25 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8

\*26 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 10

\*27 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 11

\*28 一般職の任期付研究員等の給料月額切替えに関する規則 ..... 12

\*29 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 13

\*30 職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 13

\*31 教育職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 15

\*32 警察官の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 16

\*33 第1号任期付研究員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 17

\*34 特定任期付職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 18

\*35 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 18

\*36 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 ..... 19

### ○ 教育委員会規則

\*17 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 ..... 19

\*18 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 20

\*19 市町村立学校職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 22

## 規 則

### 和歌山県規則第61号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

## 現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800

	43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
	45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
再	49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
	50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
	51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
	52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
任	53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
	54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
	55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
	56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
用	57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
	58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
	59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
	60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
職	61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
	62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
	63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
	64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
員	65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
	66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
	67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
	68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
以	69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
	70	204,200	253,800	284,500	315,600	368,200
	71	204,700	254,400	285,300	316,100	368,800
	72	205,300	255,000	286,100	316,600	369,400
外	73	205,900	255,300	287,000	316,900	369,900
	74	206,600	255,700	287,800	317,400	370,500
	75	207,300	256,200	288,600	317,900	371,100
	76	208,100	256,700	289,400	318,400	371,700
の	77	208,500	257,300	290,200	318,700	372,200
	78	209,200	257,800	290,800	319,100	372,800
	79	209,900	258,300	291,400	319,500	373,400
	80	210,600	258,800	292,000	319,900	374,000
職	81	211,300	259,200	292,500	320,400	374,500
	82	212,000	259,500	293,100	320,800	375,100
	83	212,700	259,800	293,700	321,200	375,700
	84	213,400	260,100	294,300	321,600	376,300
員	85	214,100	260,500	294,800	322,000	376,800
	86	214,800	260,900	295,400	322,400	377,400
	87	215,500	261,300	296,000	322,800	378,000
	88	216,200	261,700	296,600	323,200	378,600
	89	216,800	261,900	297,000	323,500	379,100
	90	217,400	262,300	297,500	323,900	379,700
	91	218,000	262,700	298,000	324,300	380,300
	92	218,600	263,100	298,500	324,700	380,900

	93	219, 100	263, 500	299, 000	325, 000	381, 400
	94	219, 600	263, 900	299, 500	325, 400	
	95	220, 100	264, 300	300, 000	325, 800	
	96	220, 600	264, 700	300, 500	326, 200	
	97	221, 200	264, 900	300, 900	326, 500	
	98	221, 700	265, 200	301, 400	326, 900	
	99	222, 200	265, 400	301, 900	327, 300	
	100	222, 700	265, 700	302, 400	327, 700	
	101	223, 300	266, 100	302, 800	328, 000	
	102	223, 900	266, 300	303, 200		
	103	224, 500	266, 600	303, 600		
	104	225, 100	266, 900	304, 000		
	105	225, 500	267, 200	304, 400		
	106	226, 000	267, 500	304, 800		
	107	226, 500	267, 800	305, 200		
	108	227, 000	268, 100	305, 600		
	109	227, 200	268, 400	306, 000		
	110	227, 600	268, 700	306, 400		
	111	228, 100	269, 000	306, 800		
	112	228, 600	269, 300	307, 200		
	113	229, 100	269, 600	307, 500		
	114	229, 600	269, 900	307, 900		
	115	230, 100	270, 200	308, 300		
	116	230, 600	270, 500	308, 700		
	117	231, 000	270, 800	309, 000		
	118	231, 400	271, 100	309, 400		
	119	231, 800	271, 400	309, 800		
	120	232, 200	271, 700	310, 200		
	121	232, 600	271, 900	310, 500		
	122		272, 200	310, 900		
	123		272, 500	311, 300		
	124		272, 800	311, 700		
	125		272, 900	311, 900		
	126		273, 200	312, 300		
	127		273, 500	312, 700		
	128		273, 800	313, 100		
	129		273, 900	313, 300		
	130		274, 200	313, 700		
	131		274, 500	314, 100		
	132		274, 800	314, 500		
	133		274, 900	314, 700		
	134		275, 200			
	135		275, 500			
	136		275, 800			
	137		275, 900			
再任用職		192, 200	203, 500	225, 700	247, 000	278, 800

員						
---	--	--	--	--	--	--

別表第1の2 (第2条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 141,900	円 203,500	円 225,700	円 247,000	円 278,800

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第21号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、別表第2イの表を削り、別表第2ウの表を別表第2イの表とし、別表第2エの表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、同表を別表第2ウの表とし、別表第2オの表中「10,400円」を「10,300円」に改め、同表を別表第2エの表とする。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第22号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、その額に100分の

99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第86号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。）である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員100分の99.83

附則第3項第2号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則第3項第3号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則第3項第4号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則別表を削る。

### 和歌山県人事委員会規則第23号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。別表第2中「11,600円」を「11,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「（警察官であつてその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の職務の級欄及び号

給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第88号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項に規定する減額改定対象警察官（以下「平成21年度減額改定対象警察官」という。）である警察官 100分の99.68

イ アに掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

附則第3項第2号中「（警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象警察官である警察官 100分の99.68

イ アに掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

附則第3項第3号中「（警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象警察官である警察官 100分の99.68

イ アに掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

附則第3項第4号中「（警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象警察官である警察官 100分の99.68

イ アに掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

附則別表を削る。

#### 和歌山県人事委員会規則第24号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第82号)の施行の日(以下「基準日」という。)において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員(以下「平成21年度減額改定対象職員」という。)である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.83  
附則第3項第2号中「(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.83  
附則第3項第3号中「(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.83  
附則第3項第4号中「(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.83  
附則別表を削る。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第25号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第2条第1項第1号中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に



定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第82号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。）である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83  
第2条第1項第2号中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83  
第2条第1項第3号中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83  
第2条第1項第4号ア中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号アに次のように加える。

（ア）基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員100分の99.68

（イ）（ア）に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83

第2条第1項第4号イ中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあつては、当該給料月額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号イに次のように加える。

（ア）基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

（イ）（ア）に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条第1項中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

(2) 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83  
別表を削る。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第26号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2条第1項第1号中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第86号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。）である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項第2号中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項第3号中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項第4号ア中「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未

満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

(イ) (ア)に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項第4号イ中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

(イ) (ア)に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条第1項中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

別表を削る。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第27号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2条第1項第1号中「(施行日において警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号に次のように加える。

ア 警察官の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第88号)の施行の日(以下「基準日」という。)において同条例附則第2項に規定する減額改定対象警察官(以下「平成21年度減額改定対象警察官」という。)である警察官 100分の99.68

イ アに掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

第2条第1項第2号中「(施行日において警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象警察官である警察官 100分の99.68

イ アに掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

第2条第1項第3号ア中「(施行日において警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) 基準日において平成21年度減額改定対象警察官である警察官 100分の99.68

(イ) (ア)に掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

第2条第1項第3号イ中「(施行日において警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 基準日において平成21年度減額改定対象警察官である警察官 100分の99.68

(イ) (ア)に掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条第1項中「(施行日において警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を「に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 基準日において平成21年度減額改定対象警察官である警察官 100分の99.68

(2) 前号に掲げる警察官以外の警察官 100分の99.83

別表を削る。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第28号

一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第56号)附則第2項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第57号)附則第2項に規定する職員の平成22年12月1日(以下「施行日」という。)における給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \\ \text{その者の施行日の前日における給料月額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \\ \text{施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \end{array}} \times \text{施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額}$$

日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年12月1日から施行する。  
(一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則の廃止)
- 一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則（平成21年和歌山県人事委員会規則第40号）は、廃止する。

**和歌山県人事委員会規則第29号**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

	74		73		82		81
	75		74		82		82
	76		74		82		82
	77		75		83		82
	77		75		83		82
	78		76		83		83
	78		76		84		83
	79		77		84		83
	79		78		85		84
	80		79		85		84
					85		84
					85		84
					86		85
					86		85
					86		85
					86		86
					87		86
					87		86
					87		87
					87		87
					88		87

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年12月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員

た職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

### 和歌山県人事委員会規則第30号

職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に規定する額を調整額に含めない職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第54号。以下「改正条例」という。）附則第2項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成22年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例による改正後の職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第23条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（平成22年6月1日（同日前1か月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の職員の給与に関する条例第23条第1項後段又は第24条第1項後段の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

- (1) 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の適用を受ける職員
- (2) 教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第6号）の適用を受ける教育長
- (3) 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の適用を受ける警察職員
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の適用を受ける職員
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の適用を受ける職員
- (6) 現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の適用を受ける現業職員
- (7) 特別職に属する和歌山県の職員
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員
- (9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第12条第1号に規定する退職派遣者
- (10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であつた者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者（以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。）とする。

2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成22年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。

3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成21年和歌山県人事委員会規則第41号)は、廃止する。

### 和歌山県人事委員会規則第31号

教育職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に規定する額を調整額に含めない職員)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第58号。以下「改正条例」という。)附則第2項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成22年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(平成22年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の教育職員の給与に関する条例第19条第1項後段又は第20条第1項後段の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員

(2) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長

(3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員

(4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員

(5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員

(6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員

(7) 特別職に属する和歌山県の職員

(8) 国又は他の地方公共団体の職員

(9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者

(10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」

という。)とする。

- 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成22年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。
- 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年12月1日から施行する。  
(教育職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 教育職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成21年和歌山県人事委員会規則第42号)は、廃止する。

### 和歌山県人事委員会規則第32号

警察官の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に規定する額を調整額に含めない警察官)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第60号。以下「改正条例」という。)附則第2項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成22年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された警察官のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第1項後段の規定の適用を受ける警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した警察官(平成22年6月1日(同日前1か月以内に退職した警察官にあって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の警察職員の給与に関する条例第21条第1項後段又は第22条第1項後段の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、警察官から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き警察官となった者であって、当該期間の全期間が警察官として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の警察官とする。

- 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員
- 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける職員
- 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- 警察職員の給与に関する条例の適用を受ける警察職員のうち警察官以外の警察職員
- 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員



- (6) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (7) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (8) 特別職に属する和歌山県の職員
- (9) 国又は他の地方公共団体の職員
- (10) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (11) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに警察官となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第8号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。)とする。

2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成22年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き警察官となった者以外のものとする。

3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに警察官となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、警察官の平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(警察官の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 警察官の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成21年和歌山県人事委員会規則第43号)は、廃止する。

### 和歌山県人事委員会規則第33号

第1号任期付研究員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

第1号任期付研究員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第3項に規定する額を調整額に含めない第1号任期付研究員)

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第56号。以下「改正条例」という。)附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成22年6月に期末手当を支給された一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員(以下「第1号任期付研究員」という。)のうち、同月1日から平成22年12月1日(同月に支給する期末手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第54号)による改正後の職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第1項後段の規定の適用を受ける第1号任期付研究員にあっては、退職し、若しくは

失職し、又は死亡した日)までの期間引き続き在職した第1号任期付研究員以外の第1号任期付研究員とする。

(端数計算)

第2条 改正条例附則第3項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、第1号任期付研究員の平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(一般職の任期付研究員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 一般職の任期付研究員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成21年和歌山県人事委員会規則第44号)は、廃止する。

#### 和歌山県人事委員会規則第34号

特定任期付職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

特定任期付職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第3項に規定する額を調整額に含めない特定任期付職員)

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第57号。以下「改正条例」という。)附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成22年6月に期末手当を支給された一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、同月1日から平成22年12月1日(同月に支給する期末手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第54号)による改正後の職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第1項後段、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第58号)による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第60号)による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第1項後段の規定の適用を受ける特定任期付職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)までの期間引き続き在職した特定任期付職員以外の特定任期付職員とする。

(端数計算)

第2条 改正条例附則第3項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定任期付職員の平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(特定任期付職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 特定任期付職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成21年和歌山県人事

委員会規則第45号)は、廃止する。

**和歌山県人事委員会規則第35号**

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の140」を「100分の130」に、「100分の180」を「100分の170」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の60」に、「100分の90」を「100分の80」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第36号**

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号タを次のように改める。

タ 職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第30号)

第2条第13号ナを次のように改める。

ナ 教育職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第31号)

第2条第13号ハを次のように改める。

ハ 警察官の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第32号)

第2条第13号メを次のように改める。

メ 一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第28号)

第2条第13号ヤを次のように改める。

ヤ 第1号任期付研究員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第33号)

第2条第13号ヨを次のように改める。

ヨ 特定任期付職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第34号)

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

**教育委員会規則**

## 和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同号に次のように加える。

ア 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第87号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。）である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則第3項第2号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則第3項第3号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則第3項第4号中「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則別表を削る。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

## 和歌山県教育委員会規則第18号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2条第1項第1号中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同号に次のように加える。

ア 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第87号)の施行の日(以下「基準日」という。)において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員(以下「平成21年度減額改定対象職員」という。)である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項第2号中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項第3号中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項第4号ア中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同号アに次のように加える。

(ア) 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

(イ) (ア)に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項第4号イ中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、当該給料月額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

(イ) (ア)に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条第1項中「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を「に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 基準日において平成21年度減額改定対象職員である職員 100分の99.68

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

別表を削る。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

### 和歌山県教育委員会規則第19号

市町村立学校職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に規定する額を調整額に含めない職員)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第59号。以下「改正条例」という。)附則第2項の任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者は、平成22年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第58号。以下「教育職員改正条例」という。))による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段の規定の例によることとされる職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(平成22年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について教育職員改正条例による改正前の教育職員の給与に関する条例第19条第1項後段又は第20条第1項後段の例によることとされたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員

(2) 教育職員の給与に関する条例の適用を受ける職員

(3) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長

(4) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員

(5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員

(6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員

(7) 特別職に属する和歌山県の職員

(8) 国又は他の地方公共団体の職員

(9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者

(10) 教育委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であつた者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の教育委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者又は教育委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」

という。)とする。

- 2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者は、平成22年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。
- 3 改正条例附則第3項の教育委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、市町村立学校職員の平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。  
(市町村立学校職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 2 市町村立学校職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成21年和歌山県教育委員会規則第22号)は、廃止する。